第1-2表

- ※本表の(イ)及び(□)欄に掲げる各部分について、同欄に例示の部分と同等程度に、当該防火対象物の 主用途又は主用途に供される部分に従属するものと社会通念上判定されるものであれば、これら と同様に扱って差し支えない。★
- ※下線部は、昭和50年4月15日消防予第第41号、消防安第41号「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」の別表にある項目を示す。

刈豕彻	の取扱いについて」の別表にる	扱いについて」の別表にある項目を示す。 		
т舌	主田冷如八(7)	機能的に従属する用途に供される部分(ロ) 勤務者、利用者の利便に供 密接な関係を有する部分		
項 	主用途部分(イ)	製務者、利用者の利便に供 される部分		
(1)項イ	<u>舞台部、客席、映写室、口</u>	<u>食堂、喫茶室、売店、専用</u>	展示博物室、プレイガイ	
	<u>ビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、出演者控	<u>駐車場</u> 、ラウンジ、クロー		
	<u>室、大道具·小道具室、衣</u>	ク	場の会議室及びホール	
	<u>裳部屋、練習室</u> 、舞台装置			
(·) =	及び営繕のための作業室			
(1)項口	集会室、会議室、ホール、	食堂、喫茶室、売店、専用	展示博物室、図書館、浴	
	│ <u>宴会場</u> 、その他上欄を準用 + z	<u>駐車場</u> 、クローク	室、遊戯室、体育室、遊戯	
	する		室、託児室、サロン、診療	
(2)項イ	 <u>客席、ダンスフロアー</u> 、舞	<u>│</u> │託児室、専用駐車場、クロ	室、談話室、結婚式場	
\ <i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	<u>台席、メンベノロケー</u> 、 <u>舞</u> 台部、調理室、更衣室	<u>記元主</u> 、 <u>寺用紅半物</u> 、プロー 一ク		
(2)項口	遊技室、遊技機械室、作業	食堂、喫茶店、売店、専用	サウナ室、体育館	
	室、更衣室、待合室、景品	<u>駐車場</u> 、クローク、談話		
	<u>場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダン</u>	室、バー		
	<u>スフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>			
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン	<u>託児室、専用駐車場、売</u>		
	室、物品庫、更衣室、舞台	<u>店</u> 、クローク		
(o)=T	<u>部、休憩室、事務室</u>			
(2)項二	カラオケ室、インターネッ	厨房、シャワー室、喫茶室 		
	ト利用室、ビデオ利用室、 事務室、待合室、ゲームコ			
	事務主、特百主、グームコ ーナー、図書室、ビデオ等			
	展示コーナー			
(3)項イ	<u>客席、客室、厨房、宴会</u>			
, , , , , ,	<u>場、リネン室</u>	店、ロビー		
(3)項口	<u>客席、客室、厨房、宴会</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、託	娯楽室、会議室	
	<u>場</u> 、リネン室	児室		
(4)項	売場、荷捌き室、商品倉	専用駐車場、託児室、写真		
	<u>庫、食堂</u> 、 <u>事務室</u>	室、遊技室、結婚式場、美	賞衣装室、料理・美容等の	
		<u>容室、理容室、診療室、集</u>	生活教室、ATM 設置室	
		会室 パーピスギーデ	宣 会担 会議会 供紙子	
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビ	<u>娯楽室</u> 、 <u>バー</u> 、 <u>ビアガーデ</u> 、	<u>宴会場</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>結婚式</u> 場、売店(連続式形態のも	
	<u>一、厨房、食堂、浴室、談</u> <u>話室、洗濯室、配膳室、リ</u>	<u>ン、両替所、旅行代理店</u> 、 <u>専用駐車場、美容室、理容</u>	<u>物</u> 、元店(建械式形態のも のを含む)、展望施設、プ	
	<u>매王</u> 、 <u>ル准王、即帰王、</u>	 	一ル、遊技室、催物室、サ	
		室	ウナ室	
(5)項口	<u>居室、寝室、厨房、食堂</u> 、	<u>売店、専用駐車場</u> 、ロビ	来客宿泊室	
	<u>教養室、休憩室、浴室、共</u>	一、面会室		
	同炊事場、洗濯室、リネン			
	<u>室</u> 、物置、管理人室			

	T	T	1
(6)項イ	<u>診療室、病室、産室、手術</u>	食堂、売店、専用駐車場、	臨床研究室
		娯楽室、託児室、理容室、	
		浴室、ティールーム	
	談話室、研究室、厨房、付		
	添人控室、洗濯室、リネン		
	<u>室</u> 、 <u>医師等当直室</u> 、待合		
	室、技工室、図書室		
(6)項口	居室、集会室、機能訓練	<u>売店</u>	
	<u>室、面会室、食堂、厨房</u> 、		
	診療室、作業室		
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練	売店	
	<u>室、面会室、食堂、厨房</u> 、		
	診療室、作業室		
(6)項二	<u>教室、職員室、遊技室、休</u>	<u>食堂</u> 、売店	
	養室、講堂、厨房、体育		
	館、診療室、図書室		
(7)項	<u>教室、職員室、体育館、講</u>	食堂、 <u>売店</u> 、喫茶室、談話	学生会館の集会室、合宿施
	堂、図書室、会議室、厨	室	設、学童保育室、同窓会及
	<u>房、研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保</u>		び PTA 事務室
(a) -	<u>健室</u>	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、口	食堂、売店、専用駐車場、	
		喫茶室、娯楽室、託児室	
	室、保管格納庫、資料室、		
	<u>研究室、会議室、休憩室</u> 、		
() =	映写室、鑑賞室		
(9)項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体	食堂、売店、専用駐車場、	
		喫茶室、託児室	
	室、ロッカー室、クリーニ		
(o)=T -	<u>ング室</u>		
(9)項口	<u>脱衣室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>ク</u>		有料洗濯室
	<u>リーニング室</u>	サウナ室(小規模な簡易サ	
/10\ T=	五阪坦 (大人) (早七七· ^	ウナ)、娯楽室	
(10)項	<u>乗降場、待合室、運転指令</u>	<u>食堂</u> 、売店、喫茶室、 <u>旅行</u> ま中で	
	<u>所</u> 、 <u>電力指令所</u> 、 <u>手荷物取</u>	<u>案内所</u>	
	<u>扱所</u> 、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカ</u>		
/1 1\ T 吞	<u>一室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u> 大党 、 左郎		
(11)項	│ <u>本堂、拝殿</u> 、 <u>客殿、礼拝</u> │堂、社務所、集会堂、聖堂	│食堂、売店、喫茶室、 <u>専用</u> │駐車場、図書室	<u>宴会場、厨房</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 宿泊室(旅行業法の適用を
	<u>王、江坜川、耒云王、宝里</u> 	<u>純半物</u> 、凶音至 	伯汨至(旅行耒法の週用を あるものを除く)、娯楽室
(19) T石 ノ	人 大学品 乳社会 TT 空空		ののひのを除くた、炽米至
(12)項イ	<u>作業所、設計室、研究室</u> 、 東森宮、東衣宮、物品度	<u>食堂</u> 、 <u>売店、専用駐車場</u> 、 託旧家・診療家	
	<u>事務室、更衣室、物品庫</u> 、 製品展示室、会議室、図書	<u>託児室</u> 、診療室 	
	製品展示至、云議至、凶音 室		
(12)項口	奎 撮影室、舞台部、録音室、	<u>食堂、売店、専用駐車場</u> 、	
\L4*;只 L1	<u> </u>	<u>艮王、元石、守用紅半物</u> 、 展示場	
	<u>坦兵王、公衣王、怀忠王</u> 、 客席、ホール、リハーサル		
	谷麻、ホール、ケバーケル 室		
(13)項イ	<u>キ</u> 車庫、車路、修理場、洗車		
10/7	<u>半庠、半邱、廖廷物、加丰</u> 場、運転手控室	<u>X</u>	
	<u>物、性和丁江土</u>		

(13)項口	<u>格納庫、修理場、休憩室</u> 、	専用駐車場	
	<u>更衣室</u>		
(14)項	<u>物品庫、荷捌き室</u> 、 <u>事務</u>	食堂、売店、専用駐車場、	
	<u>室</u> 、 <u>休憩室</u> 、作業室(商品	展示場	
	保管に関する作業を行うも		
	の)		
(15)項	<u>事務室、休憩室、会議室</u> 、	食堂、売店、専用駐車場、	展示室、展望施設
	ホール、物品庫(商品倉庫	<u>診療室</u>	
	を含む)		